# I 調査及び用語の説明等

## 1 調査の説明

## (1) 調査の目的

我が国の工業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を明らかにするものです。

## (2) 調査の法的根拠

統計法(平成19年法律第53号)に基づく「基幹統計調査」として実施しています。

## (3) 調査日

平成26年12月31日

## (4) 調査対象

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、大分類E-製造業について、以下の全てに該当する製造事業所について行いました。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと。
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること。
- ・従業者が4人以上の事業所であること。

## 2 用語の説明

## (1) 事業所数

日本標準産業分類に掲げる「大分類E-製造業」に属する従業者4人以上の事業所の集計

## (2) 従業者数

常用労働者数+個人事業主及び無給家族従業者数 ※常用労働者数とは、正社員、正職員等、パート・アルバイト等、出向・派遣受入者の計

## (3) 現金給与総額

常用労働者のうち雇用者に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与(期末賞与等)の額+その他の給与額(常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、 出向・派遣受入者に対する支払額、臨時・日雇者に対する給与、出向させている者に対 する負担額等)

## (4) 原材料使用額等

原材料使用額+燃料使用額+電力使用額+委託生産費+製造等に関する外注費+転売した商品の仕入額

## (5) 製造品出荷額等

製造品出荷額+製造工程から出たくず及び廃物の出荷額+加工賃収入額+その他の収入額(転売収入、修理収入)

## (6) 在庫額(従業者30人以上の事業所)

製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の所有に属するものを帳簿価額によって記入したもの

### (7) 付加価値額(粗付加価値額)

#### ① 従業者30人以上

付加価値額=製造品出荷額等+(製造品年末在庫額-製造品年初在庫額)

- + (半製品及び仕掛品年末価額-半製品及び仕掛品年初価額)
- (消費税を除く内国消費税額+推計消費税額+原材料使用額等+減価償却額)

#### ② 従業者29人以下

粗付加価値額=製造品出荷額等- (消費税を除く内国消費税額+推計消費税額+原材料使用額等)

# (8) 有形固定資産投資総額(従業者30人以上の事業所) 土地の取得額+有形固定資産(土地を除く)の取得額+(建設仮勘定増-建設仮勘定減)

## (9) 誘致工場

地方公共団体等が企業の立地に際し誘致した事業所

# (10)一人当たりの付加価値額

付加価値額(粗付加価値額)/従業者数

## 3 産業中分類の略称

産業中分類は次の略称を用いています。

中分類番号	産業中分類	略称
09	食料品製造業	食料品
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ
11	繊維工業	繊維
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	木材
13	家具・装備品製造業	家具
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙
15	印刷・同関連業	印刷
16	化学工業	化学
17	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
18	プラスチック製品製造業 (別載を除く)	プラスチック
19	ゴム製品製造業	ゴム
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革
21	窯業・土石製品製造業	窯業・土石
22	鉄鋼業	鉄鋼
23	非鉄金属製造業	非鉄
24	金属製品製造業	金属
25	はん用機械器具製造業	はん用機械
26	生産用機械器具製造業	生産機械
27	業務用機械器具製造業	業務機械
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品
29	電気機械器具製造業	電気機械
30	情報通信機械器具製造業	情報機械
31	輸送用機械器具製造業	輸送機械
32	その他の製造業	その他

#### \*産業分類の決定方法

製造品が単品のみの事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定します。

製造品が複数の品目にわたる場合は、まず、上2桁の番号(中分類)を同じくする品目の製造品 出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定します。

次に、その決定された2桁番号のうち、前記と同様な方法で3桁番号(小分類)、さらに4桁番番号(細分類)を決定し、最終的な産業格付けとします。

前項の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがあります。 その産業とは、「中分類22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業(転 炉・電気炉を含む)」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成形型鋼製造業」、「鋼 管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他製鋼 を行わない鋼材製造業」の11産業です。

## 4 その他

- (1) 事業所の規模は、平成26年12月31日現在の各事業所の従業者数により区分しました。
- (2) 統計表中の「-」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満、「0.0」は0.05 未満、「△」はマイナスの数値を表しています。
- (3) 事業所数が1又は2の場合、その事業所の秘密を守るため秘匿すべき数字を「X」としました。なお、3以上の事業所でも、1又は2の事業所に関する数値が前後の関係から推測できる場合「X」としました。
- (4) 統計表中の金額は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の数字は一致しない場合があります。
  - (注) この報告書の数字は、経済産業省及び栃木県が公表する数値と相違する場合があります。